○文部科学省告示第百九十号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、平成二十六年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋について、平成二十年文部科学省告示第七十号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年十二月十九日

文部科学大臣　下村　博文

別表に、次の表に掲げるものを追加する。

別表　豊岡市出石伝統的建造物群保存地区関係

種別	員数	所在地
建築物	一棟	豊岡市出石町宵田九
主屋	一棟	豊岡市出石町宵田一二九―五

○文部科学省告示第百九十一号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、平成二十六年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋について、平成二十一年文部科学省告示第四十一号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年十二月十九日

文部科学大臣　下村　博文

別表二に、次の表に掲げるものを追加する。

別表二　小浜市小浜西組伝統的建造物群保存地区関係

種別	員数	所在地
建築物	一棟	小浜市小浜飛鳥一四
主屋	一棟	小浜市小浜飛鳥七一
主屋	一棟	小浜市小浜飛鳥一〇一

○文部科学省告示第百九十二号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、平成二十六年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋について、平成二十二年文部科学省告示第五十五号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年十二月十九日

文部科学大臣　下村　博文

別表三に、次の表に掲げるものを追加する。

別表三　平戸市大島村神浦伝統的建造物群保存地区関係

種別	員数	所在地
建築物	一棟	平戸市大島村神浦二一〇

別表三に、次の表に掲げるものを追加する。

別表三　八女市黒木伝統的建造物群保存地区関係

種別	員数	所在地
建築物	一棟	八女市黒木町桑原二六六―三
主屋	一棟	八女市黒木町黒木一四五―二

別表三中、次の表の上欄に掲げるものを下欄のように改める。

別表三　八女市黒木伝統的建造物群保存地区関係

上欄			下欄		
種別	員数	所在地	種別	員数	所在地
建築物	一棟	八女市黒木町黒木二六―一	建築物	一棟	八女市黒木町黒木二六―一
倉庫	一棟	八女市黒木町黒木一四五―一	副屋	一棟	八女市黒木町黒木一四五―一
			倉庫	一棟	八女市黒木町黒木一四五―一

○文部科学省告示第百九十三号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、平成二十六年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋について、平成二十三年文部科学省告示第四十三号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年十二月十九日

文部科学大臣　下村　博文

別表二に、次の表に掲げるものを追加する。

別表二　五條市五條新町伝統的建造物群保存地区関係

種別	員数	所在地
建築物	一棟	五條市二見一丁目一一二
土蔵	一棟	五條市二見一丁目一一二
主屋	一棟	五條市二見一丁目一一二、一一三―一
主屋	一棟	五條市二見一丁目一一二
主屋	一棟	五條市二見一丁目一一〇―一、一一三―一
主屋	一棟	五條市新町二丁目一〇二―二
拝殿	一棟	五條市新町二丁目六六―二

○文部科学省告示第百九十四号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、平成二十六年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋について、平成二十四年文部科学省告示第五十四号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年十二月十九日

文部科学大臣　下村　博文